

広陵町要保護児童対策地域協議会設置要綱

広陵町要保護児童対策地域協議会設置要綱の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第10項に規定する保護延長者を含む。次条において同じ。）の適切な保護又は要支援児童（法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。次条において同じ。）若しくは特定妊婦（法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。次条において同じ。）への適切な支援を図るため、広陵町要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置運営することにつき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）の早期発見及び早期通報を促すための連絡体制又は情報交換に関すること。
- (2) 児童虐待の防止等に係る研修に関すること。
- (3) 児童虐待の防止等に係る広報及び啓発に関すること。
- (4) その他支援対象児童等への支援のために必要となる事項に関すること。

(構成機関及び委員)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）によって構成し、関係機関等の代表者を委員として、町長が委嘱し、又は任命する

2 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議とする。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、全ての委員によって構成する。

2 代表者会議は、会長が招集する。

3 代表者会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 代表者会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 支援対象児童等の支援に関する方法、体制等の検討に関する事項

(2) 協議会の活動状況の報告及び評価に関する事項

(3) 協議会の設置目的を達成するために必要な事項

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、第3条に規定する関係機関等の実務者で組織する。

2 実務者会議は、第9条に規定する要保護児童対策調整機関の長が招集する。

3 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 支援対象児童等の定期的な状況確認に関すること。

(2) 支援対象児童等に係る主担当機関の確認に関すること。

(3) 支援対象児童等への支援方針の見直しに関すること。

(4) その他協議会が必要と認めた事項に関すること。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等について、直接関わりを有している第3条に規定する関係機関等の実務者で構成する。

2 個別ケース検討会議は、必要に応じ、第9条に規定する要保護児童対策調整機関の長が招集する。

3 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等に対する具体的な支援の内容等について協議する。

(守秘義務)

第8条 委員、第3条に規定する関係機関等に所属する者及び協議会の会議に出席した者は、協議会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(要保護児童対策調整機関)

第9条 町長は、法第25条の2第4項の規定により、広陵町の児童虐待に関する事務を担当する課を要保護児童対策調整機関に指定する。

(庶務)

第 1 0 条 協議会に関する庶務は、前条の課において処理する。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

| 関係機関等 | 法第 2 5 条の 5 各号のいずれに該当するか |
|--|--------------------------|
| 広陵町副町長 奈良県香芝警察署 奈良県中和保健所 奈良県高田こども家庭相談センター 奈良県中和福祉事務所 奈良県広域消防組合広陵消防署 広陵町けんこう福祉部 広陵町住民環境部 広陵町地域振興部 広陵町教育委員会 | 法第 2 5 条の 5 第 1 号 |
| 広陵町医師連盟 広陵町歯科医師会 広陵町区長・自治会長会 広陵町 P T A 連絡協議会 広陵町民生委員・児童委員協議会 広陵町人権擁護委員 | 法第 2 5 条の 5 第 3 号 |